

2023.01.04

サステナブル経営 レポート <第 17 号>

生き残るためのマテリアリティ ～御社だけの重要課題はありますか～

【本号の概要】

- 「マテリアリティ」はサステナビリティ情報開示を考える上で重要な概念である。現在は多くの開示基準やガイドラインが乱立しており、マテリアリティの単一・明確な定義は存在しないとされる。しかしながら、各企業に固有の経営課題を語る概念として、今後も企業情報開示における重要性はさらに高まることが予想される。
- 単一・明確な定義は存在しないものの、情報開示における重要概念として活発な議論が展開されてきた歴史があり、シングルマテリアリティやダブルマテリアリティ、ダイナミックマテリアリティといった多様な考え方が存在する。定義が明確ではないゆえに、統合報告書などの開示資料においては、固有の経営課題を示すだけでなく、マテリアリティの特定プロセスの記載やその説明も期待される。本稿では具体的な事例として、MS&AD インシュアランスグループホールディングスの担当者に同社グループにおけるマテリアリティの位置付けや特定プロセスについて話を聞いた。
- 情報開示の実務においては、開示のためにマテリアリティを策定するのではなく、経営理念に結び付いたものとして課題の抽出を行い、KPI の設定等によりその先の実践へとつなげていくことが重要である。開示基準の変化や趨勢に動揺しないサステナビリティ開示や IR の体制を構築するためにも、経営理念を実現するツールとしてマテリアリティを使いこなす姿勢が求められる。

1. 重要性が高まるマテリアリティ

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）や現在ガイドラインの議論が進められている国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）など、様々なサステナビリティ情報開示のガイドラインにおいて、共通して取り上げられる項目のひとつが「マテリアリティ（重要課題）」だ。日本でも統合報告書をはじめとする開示資料が普及したことでマテリアリティという言葉を目にする機会は増えたが、そもそもマテリアリティとは何なのだろうか。

マテリアリティは直訳すると「重要な課題」「物事の重大さ」という意味で、経営の文脈ではもともと「財務諸表に重要な影響を及ぼす要因」を指す会計用語だ。ただ、最近にいたるまでに、CSR 報告書やサステナビリティレポート、統合報告書などの普及に伴って、本来の企業会計用語とは異なる ESG の文脈で使われることが増えている。

日本企業の統合報告書における記載内容は単に「マテリアリティ」、あるいは「マテリアリティ（重要課題）」との翻訳が補われていることも多く、自社の事業や ESG をめぐる課題のなかで、特に優先して取り組むべき重要な課題を差す用例が一般的だ。一方で、単一・明確な定義があるとは言いがたく、こうした背景で多くの企業が「マテリアリティ」を特定するのに戸惑いを感じている。

このほど「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正され、2023 年 3 月期以降に発行する有価証券報告書において、サステナビリティ情報の開示が義務付けられる見込みだ。そのうち、サステナビリティに関する「戦略」や「指標・目標」の開示も必要になる¹。マテリアリティはそれらの「戦略」や

¹ 金融庁ホームページ：<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221107/20221107.html>

「指標・目標」を設定する際に起点となる要素だ。本論では、今後のサステナビリティ開示に向けた一助となるよう、マテリアリティをめぐる諸概念や議論、変遷から改めてその意味や意義を捉え直す。

2. 主要なガイドラインにおけるマテリアリティ

米ハーバード・ビジネス・スクール教授やサステナビリティ会計基準審議会（SASB）議長を歴任したロバート・G・エクレス氏は、「マテリアリティは、企業報告の概念的基盤を形成するものであるが、その正式な定義は一切存在していない²」との見方を示す。SASB やグローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）などガイドラインの数だけ定義が存在しており、企業は任意のガイドラインやフレームワークを参照してマテリアリティの特定を行っているのが現状だ。

マテリアリティについて投資家視点の定義をしているガイドラインの代表が SASB や国際統合報告評議会（IIRC）である（SASB と IIRC は 2021 年 6 月に合併）。一例として IIRC の「国際統合報告フレームワーク」では、マテリアリティについて次のように定義されている。

3D 重要性（Materiality）

3.17 統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する。

一方、GRI の定義は投資家だけでなく、自然環境や地域社会などを含むマルチステークホルダーの視点によるものである。ガイドラインの GRI スタンドでは、「GRI 101：基礎」で次の定義を与えている。

マテリアリティ（Materiality）

1.3 報告書は、次に該当する項目を記載しなければならない。

1.3.1 報告組織が経済、環境、社会に与える著しいインパクトを反映している項目、または

1.3.2 ステークホルダーの評価や意思決定に対して実質的な影響を及ぼす項目

3. マテリアリティをめぐる議論

マテリアリティをめぐる議論では、投資家の立場から財務的にマテリアルであるかのみを問う定義を「シングルマテリアリティ」と呼ぶ。シングルマテリアリティは環境や社会が企業活動および業績に与える影響を開示資料に掲載すべき重要な情報と捉えており、投資家の意思決定を支援するものだと見える。SASB や IIRC のガイドラインのほか、TCFD の提言報告書や ISSB の「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」案、国・地域では日米の金融当局による基準がシングルマテリアリティの考え方をとっている。

一方で、投資家に加えマルチステークホルダーの利用も想定して、財務的影響のみならず企業活動が環境や社会に与える影響も重視する立場は「ダブルマテリアリティ」と呼ばれる。GRI のほか、欧州委員会の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）や欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のガイドラインなど、ダブルマテリアリティは主に欧州における開示基準の考え方に採用されている。

² エクレス,R.G.・クルス,M.P.（北川哲雄監訳）（2015）『統合報告の実際 未来を拓くコーポレートコミュニケーション』日本経済新聞出版社

主要なガイドラインにおけるマテリアリティの記述

国際統合報告フレームワーク(IIRC)

「統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する」(「3D 重要性(Materiality)」)

GRIスタンダード「GRI 101:基礎」(GRI)

「報告組織が経済、環境、社会に与える著しいインパクトを反映している項目」または「ステークホルダーの評価や意思決定に対して実質的な影響を及ぼす項目」(「マテリアリティ(Materiality)」)

気候関連財務情報開示タスクフォースの提言(最終報告書、TCFD)

「気候関連のリスクと機会が組織の事業、戦略、財務計画に及ぼす実際の影響と潜在的な影響について、その情報が重要(マテリアル)な場合は、開示する」(「提言とそれを支援する推奨開示」より「戦略」)

記述情報の開示に関する原則(金融庁)

「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。また、取締役会や経営会議における議論の適切な反映が重要である記述情報の役割を踏まえると、投資家の投資判断に重要か否かの判断に当たっては、経営者の視点による経営上の重要性も考慮した多角的な検討を行うことが重要と考えられる」(「重要な情報の開示」)

サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項(案、ISSB)

「サステナビリティ関連財務情報は、その情報を省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性がある(material)」(「重要性(materiality)」)

図表1：主要なガイドラインにおけるマテリアリティの記述
(各基準設定機関のウェブサイト、公表資料よりインタ総研作成)

さらに、シングル・ダブルの考え方を超えた概念として、「ダイナミックマテリアリティ」という考え方も提唱されている。ダイナミックマテリアリティでは、マテリアリティを不変ではなく動的なものとして捉える。企業が取り組むべき重要課題は時間の経過や外部環境によって変化するものとして、例えば従来の定義では IIRC と GRI はそれぞれシングルマテリアリティとダブルマテリアリティに分類されるが、両者ともマテリアリティは変化するものとして捉えておりダイナミックマテリアリティという考え方では一致している。

IR 支援会社のエッジ・インターナショナルが、日本の上場企業 669 社の統合報告書を対象にした調査(22年8月)では、マテリアリティを開示している企業は71.4%にのぼる³。うち主に財務的パフォーマンスに注目する企業価値視点のマテリアリティ、すなわちシングルマテリアリティを開示している企業は43.8%だった。一方、環境・社会視点のマテリアリティ、すなわちダブルマテリアリティを開示している企業は57.5%だったという(両方の視点で開示している企業があるため、合計は単にマテリアリティを開示している企業数を上回る)。

同調査結果が示すように、統合報告書の作成などの実務上は、シングルマテリアリティとダブルマテリアリティの考え方の両方が参照されることも多い。年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に

³ 株式会社 エッジ・インターナショナルホームページ：http://edge-intl.co.jp/library/s2022_04.html

	シングルマテリアリティ	ダブルマテリアリティ
視点	企業価値のみ	企業価値＋環境・社会
想定ユーザー	主に投資家	マルチステークホルダー
影響の方向性	企業活動←環境・社会	企業活動⇄環境・社会
ガイドライン	IIRC、SASB、TCFD、CDSB、ISSB、金融庁 など	GRI、CDP、CSRD、NFRD、EFRAG など
国・地域	日本・米国	欧州

図表 2：シングルマテリアリティとダブルマテリアリティ

よる東証 1 部上場企業対象のアンケート調査（22 年 5 月）でも、統合報告書など非財務情報の任意開示で参考にしているガイドライン（複数回答）は TCFD の提言報告書、IIRC の「国際統合報告フレームワーク」（ともにシングルマテリアリティ）、GRI の「ガイドライン」または「スタンダード」（ダブルマテリアリティ）がいずれも 50%を上回ったとのこと⁴。

このようにシングルマテリアリティとダブルマテリアリティは、両者が想定するステークホルダーの違いに起因しているが、さらにその背景には組織名の略称から「アルファベットスープ⁵」とも呼ばれる基準の乱立がもたらす混乱がある。一方で、20 年 9 月には基準設定機関の CDP（旧カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）、気候変動情報開示審議会（CDSB）、GRI、IIRC、SASB が包括的な企業報告に向けた共同声明を公表しており、開示基準の統一も意識され始めている。21 年 6 月には IIRC と SASB の合併により米欧が絡む価値報告財団（VRF）が設立、さらに同 11 月には国際会計基準（IFRS）財団が ISSB を設立し、VRF と CDSB を取り込み、統合した⁶。

国内では、経済産業省の「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス 2.0（価値協創ガイダンス 2.0）」が、マテリアリティの多様な考え方を踏まえた上で「こうしたマテリアリティを巡る議論にも目を配りつつ、（中略）長期の価値創造ストーリーの全体像を念頭に置いた上で、どのような社会課題を重要課題として特定するかについての検討を深めていくことが望ましい」と総括している。国際統合報告フレームワークにも「組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象」と定義されているように、企業は開示基準の動向への注視を続ける一方で、長い時間軸でマテリアリティに取り組むことが求められそうである。

4. マテリアリティ開示の必要性とあり方

では、企業はなぜサステナビリティ情報の開示に当り、マテリアリティの特定が求められるののだら

⁴ 年金積立金管理運用独立行政法人「第 7 回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果」https://www.gpif.go.jp/esg-stw/stewardship_questionnaire_07.pdf

⁵ アルファベットの省略形が入り乱れることで混乱が生じる状況を指すとされる。

⁶ 株式会社日本取引所グループホームページ：<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/disclosure-framework/06.html>

うか。理由のひとつに、企業が関係するサステナビリティ課題は質・量ともに多種多様であることが挙げられる。その一方で企業の経営資源には限りがあり、どの課題に対して優先的に対応するか企業は選択せざるをえない。企業のこうした制約ゆえに、「自社が対応すべき経営課題をマテリアリティとしてどのように検討し、選定したのか」という判断根拠を示し、今後どのように対応していくのかを情報開示することは、機関投資家を始めとするステークホルダーにとっては重要な関心事項⁷⁾になるためだ。

同様に、エクレス⁸⁾も「全ての読み手が知りたいのは、ステークホルダーごとに与えられる基本となる重み付け、そしてある課題が各グループにとっていかに重要かについての企業の見解⁸⁾」であると主張。その点、様々な機関による開示基準が独自にマテリアリティを定義しており、「結局のところ、マテリアリティは企業自身によって決定される、それぞれに固有のもの⁹⁾」なのが現状だ。

統合報告書などの作成において、経営やサステナビリティのマテリアリティそのものだけでなく、その特定プロセスの説明や記載が強く求められるのはこうした背景ゆえといえる。そのプロセス自体が自社のビジネスモデルや戦略を踏まえた独自のものでなければならないが、視覚的な表現のひとつに GRI スタンドアールの「GRI 101：基礎」で示されている「マテリアリティ・マトリックス」がある。GRI のマトリックスは、縦軸に「ステークホルダーの評価や意思決定に対する影響」、横軸に「組織の経済、環境、社会に与えるインパクトの著しさ」をとり、各項目を座標上にマッピングすることでその優先度を視覚的に表現したものである。

日本企業のマテリアリティ開示では、マテリアリティは特定されているものの、特定のプロセスの開示が比較的少ないと言われている。特定プロセスが記載されない場合、「自社が対応すべき重要な経営課題を当該企業がどのように検討・選定したのか」という判断根拠が示されていないため、マテリアリティ自体の合理性、説得性に乏しい¹⁰⁾との評価につながりやすい。特定プロセスのほかにも、マテリアリティに基づく具体的な取り組みや、その成果を測る KPI が設定されていない開示も散見される。マテリアリティそのもののみならず、関連する情報開示の拡充が今後の課題と考えられる。

典型的な特定プロセスは、まず課題の洗い出しから始まり、数次にわたる絞り込みの過程を経て優先的に取り組む課題の特定に至るというものである。例えば三井化学は 22 年版統合報告書の「マテリアリティ特定プロセス」で、①課題を抽出、②課題をテーマ別に分類、③テーマの優先順位付けと整理、④妥当性の確認——の 4 ステップを公開している。

三井化学では、まずステークホルダーとの対話や社会課題の情報収集、グループの理念・行動指針などをもとに課題が抽出され、次に情報開示ガイドラインなどを参考に課題をテーマ別に分類する。マテリアリティ・マトリックスなどを用いてテーマの優先順位付けや整理を行い、最後に取締役会などで妥当性を確認、承認に至るという。同様に日立製作所やオムロンなど統合報告書で高い評価を受けた企業でも、ステップを踏んだ特定プロセスを説明している。

一方、マテリアリティが企業それぞれに固有のものであるとすれば、特定プロセスが何らかの手法に限定される弊害の指摘もある。グローバル規模で共通の社会課題に取り組むことで、各社が共通のガイドラインや枠組みを採用することになれば、「多くの企業、特に同業企業の答えはおおよそ同じになり、ハーディング¹¹⁾に陥る。(中略) 社会のサステナビリティのための経営判断が企業のサステナビ

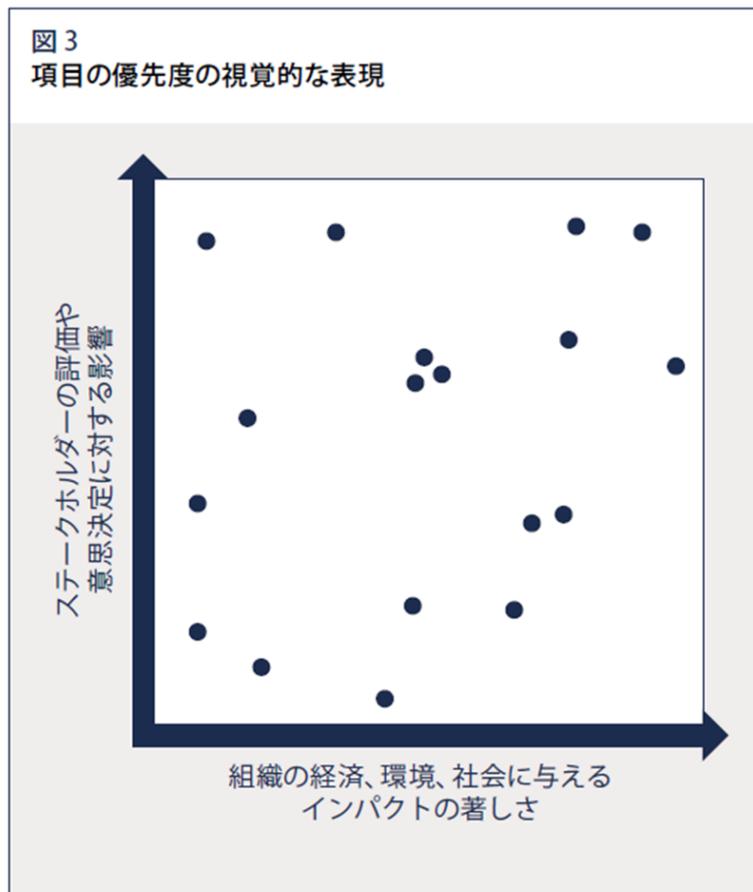
⁷⁾ 貝沼直之・浜田宰編 (2019) 『統合報告で伝える価値創造ストーリー』 商事法務

⁸⁾ エクレス・クルス (2015)

⁹⁾ エクレス・クルス (2015)

¹⁰⁾ 貝沼・浜田 (2019)

¹¹⁾ 動物の群れに由来して「群集心理」を表す言葉。周囲に合わせて横並びの行動をとることをいう。



図表3：マテリアリティ・マトリックス（GRIスタンダード「GRI 101：基礎」より）

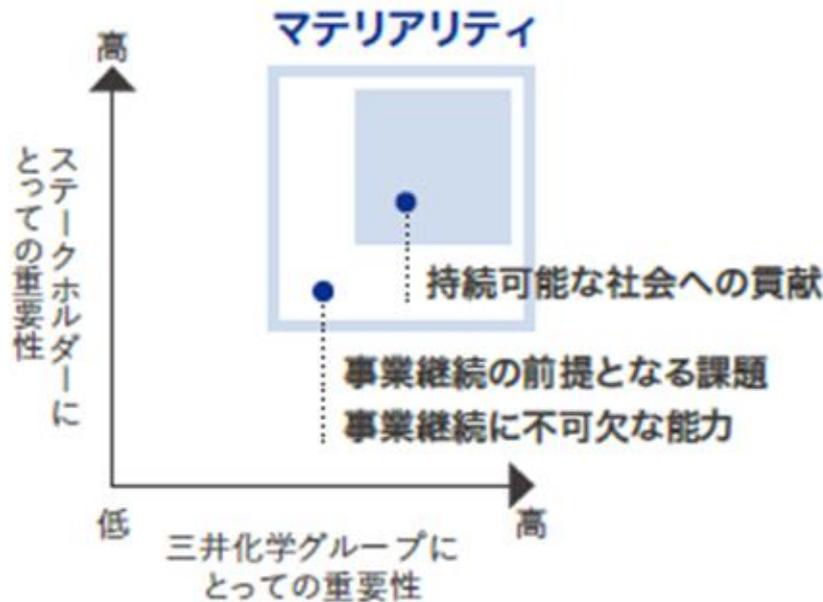
リティの危機を招くことになるかもしれない¹²」という懸念があるためだ。その企業ならではの固有の価値を伝えるものでなければ、結局はマテリアリティの開示も企業価値の向上につながらない点に注意が必要だ。マテリアリティそのものだけでなく、特定プロセスを含めた説明のできる理念や体制の構築が重要であるといえる。

5. マテリアリティの取り組み事例 ～MS&ADの統合レポートから～

ここまでマテリアリティをめぐる定義や議論の変遷を見てきた。マテリアリティは正式な定義が存在せず、それでいて各企業に固有のものであるから、概念的な考察を重ねても具体的なイメージを結ぶことは難しい。そこで本論では事例として、MS&AD インシュアランスグループホールディングスにおけるマテリアリティの位置付けや特定プロセスについて、同社総合企画部サステナビリティ推進室長の沖宏治氏に話を聞いた。

最新の「MS&AD 統合レポート 2022」では、マテリアリティを「地球環境との共生」「安心・安全な社会」「多様な人々の幸福」のサステナビリティ3領域と「品質・人材・ERM」の合計4領域に分類し、21項目の社会課題を財務的側面や経営理念との整合など自社にとっての重要度を示す「当社にとって

¹² 三瓶裕喜（2022）「ビジネスモデルおよび事業ポートフォリオの見直し」『商事法務』2022年11月号, pp.31-38



図表 4：三井化学の特定プロセスにおけるマテリアリティ・マトリックス
 (「三井化学レポート 2022」より)

の重要度」の横軸、「ステークホルダーにとっての重要度」の縦軸からなるマテリアリティ・マトリックスにマッピングしている。マトリックスの掲載が示すように、同社グループはダブルマテリアリティの考え方を採用している。

ダブルマテリアリティの採用は同社グループの事業のあり方と密接に結び付いている。沖氏は「当社が展開する保険事業は公共性が高く、社会のインフラとしてステークホルダーへの影響を考慮することが重要。社会との共通価値を創造する『CSV: Creating Shared Value』という目的を達成するためにも、ダブルマテリアリティの考え方が合っている」と話す。同社グループにおいてマテリアリティは、CSV推進を基盤取組に据えた経営を実現するためのものと位置付けられ、その目的達成のために特定プロセスの方針や抽出・評価の手法も検討・実践されている。今回のマテリアリティ策定でも新たな工夫や試みはあったが、「CSV推進のためには、マテリアリティを設定し、取り組むべき方向性を明確にする必要がある」というのは前の中計から変わらない共通点という。

同グループのマテリアリティの特徴は4年間の中期経営計画との連動性だ。それによって期の経営戦略やビジョンとの結び付きが強められている。22年はちょうど新たな中計を公表するタイミングであり、マテリアリティも4年に一度の見直しが行われた。今回の特定作業では、ダブルマテリアリティの徹底や同社グループ全体への浸透が意識されたという。「前の中計も考え方はダブルマテリアリティだったが、結果的に自社の事業機会が中心になってしまったため、お客さまをはじめとする7つのステークホルダーをより明確にした。また、グループ内では海外拠点との情報交換が増えるなかで、マテリアリティの浸透に課題を感じていた。そこで今回はマテリアリティの項目数を絞り、シンプルな言葉で日本語と英語を併記するなど、グループ全社員に伝わることを目指した」と話す。

グループの全役職員に課題意識を浸透させるためには、マテリアリティそのものがグループ全体を

カバーする内容を備える必要がある。そのため特定プロセスでは、各事業会社の経営企画部門との擦り合わせなどでマテリアリティの策定にはほぼ1年を要したという。具体的なプロセスは、まず国内外の政府・民間による報告書やガイドラインに基づき、主管のサステナビリティ推進室が70~80項目の課題を抽出。各事業会社との調整を経て、今回は21項目に絞り込んだ。

その過程で、年に4回開かれるサステナビリティ委員会とその翌月に開催される取締役会で分析の方向性や評価手法を説明・付議。サステナビリティ委員会で異議が唱えられることもあった。とりわけマテリアリティ・マトリックスにおける重要性評価で議論は白熱した。例えば、国内に見られる社会課題を大きく評価する傾向がある場合、「地域的な影響としてグローバルであるか局所的にとどまるかといった観点から、事業とステークホルダーにとっての重要度を説明していく」（沖氏）という。

こうした特定プロセスで、苦労したのは「社会課題の抽出や評価」だという。同社グループでは中計と連動してマテリアリティを策定するため4年間を見据えた課題設定が必要となるが、20年からの新型コロナウイルス感染症拡大をはじめ、近年は予測困難な事態が相次ぐ。そのため現実性や根拠も備えつつ、マテリアリティの特定に際しては多種多様なシナリオを想定する必要がある。22年のレポートは外部機関の表彰で高評価を得た¹³が、今後は「中計と連動した4年間の後半2年は現在のマテリアリティへの取り組みを進めつつ、具体的な施策の推進ドライバーとして新たなKPIの設定を考えていきたい」とさらなる改善を目論む。

開示基準設定の乱立や統一化への動きなど、流動的な要素もあり実務者にとって懸念材料は尽きない。その点、沖氏は「マテリアリティは変わるとしても、ミッションやビジョン、バリューといった当社グループの目指す姿は不変」とし、「経営理念の実現という大きな方針から具体的なマテリアリティを特定して、取り組むべきものを示すという企業価値向上のストーリーを意識している。これは開示基準が変更されても重要な要素だ」と強調した。

6. マテリアリティのこれからと企業の課題

前述の通り、3月期決算企業は23年6月ごろに公表する有価証券報告書でサステナビリティ情報の記載拡充を求められる見込みだ。また、国際的な枠組みとしてもISSBの開示基準の策定作業が進んでおり、来年には確定する見通しになっている。いずれの開示基準でもマテリアリティの特定は戦略や指標・目標の策定に不可欠であり、またその特定プロセスも併せて開示が求められる。

本論での検討のように、マテリアリティは各企業に固有のものであり、単に開示基準に定められた一要素に矮小化し、形式的な対応に留まれば、ステークホルダーと開示企業自身の双方にとっても好ましいものではない。また、国際的な動向では、少なくとも任意開示ではダブルマテリアリティが優勢であり、制度開示に留まっていると、自社の企業価値を正しく評価されることはいっそう難しくなるだろう。

企業でサステナビリティ情報開示に携わる実務者にとって、今後新たなルールなどでさらなる定性的・定量的な開示が必要となる可能性は悩みの種かも知れない。だからこそ、ガイドラインの動向に一喜一憂しないためにも、開示のための開示でなく経営理念を実現するツールとしてマテリアリティを使いこなす意識が必要と言えるだろう。

¹³ 世界的資本・知的資産推進構想（WICI）の日本組織 WICI ジャパンが実施する「統合レポート・アワード 2022」において、MS&AD は最も評価が高い「Gold Award（優秀企業賞）」を受賞した。https://wici-global.com/index_ja/wp-content/uploads/2022/11/wici2022award1119.pdf

【参考文献】

- エクレス,R.G.・クルス,M.P. (北川哲雄監訳) (2015) 『統合報告の実際 未来を拓くコーポレートコミュニケーション』日本経済新聞出版社
- 貝沼直之・浜田幸編 (2019) 『統合報告で伝える価値創造ストーリー』商事法務
- 経済産業省 (2022) 「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス 2.0 (価値協創ガイダンス 2.0)」
<https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220831004/20220831004-b.pdf>
- 三瓶裕喜 (2022) 「ビジネスモデルおよび事業ポートフォリオの見直し」『商事法務』2022年11月号, pp.31-38
- 長谷部賢 (2022) 「「ダイナミック・マテリアリティ」について」https://www.dbj.jp/ricf/pdf/information/column/RICF_Column_202205.pdf
- 藤野大輝・大和敦 (2021) 「乱立する ESG 情報の開示基準とその現状」https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20210112_022016.pdf
- 各基準設定機関のガイドライン、各社ホームページ・統合報告書

MS & ADインターリスク総研株式会社 リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第三部 サステナビリティ第二グループ
主任コンサルタント
石川 隆彦

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。サステナビリティ第一グループ、サステナビリティ第二グループでは、気候変動、SDGs、ビジネスと人権などのテーマで、企業の取り組みを支援するコンサルティングサービスを提供しております。

コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

■ お問い合わせ先と主な担当領域

MS & ADインターリスク総研(株)

- リスクマネジメント第三部 サステナビリティ第一グループ

TEL.03-5296-8913 / kankyo@ms-ad-hd.com

- ・ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ・ 水リスク
- ・ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

- リスクマネジメント第三部 サステナビリティ第二グループ

TEL.03-5296-8974 / sustainability2@ms-ad-hd.com

- ・ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ・ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ・ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ・ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、作成時の情報を基に作成しており、主観的な評価情報、時間の経過による変化が含まれることから、情報内容についての完全性、正確性、安全性、最新情報等について保証するものではありません。

また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023